

国土審議会 第5回山村振興対策分科会

令和6年9月6日（金）

【谷山地域振興課長】 お待たせいたしました。国土審議会山村振興対策分科会の委員及び特別委員総数11名のうち、定足数である半数以上の御出席をいただきましたので、ただいまから国土審議会第5回山村振興対策分科会を開会いたします。

私は事務局を担当させていただきます国土交通省国土政策局地域振興課長の谷山でございます。議事に入るまでの間、この会議の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、対面とウェブ会議の併用で開催しております。

会議の冒頭につき、本日の会議の公開と本分科会に関する手続について申し上げます。本分科会は、国土審議会の下に置かれた分科会でございます。分科会運営規則第4条の規定によりまして、本会議の議事は公開としております。議事録につきましては、委員の皆様に御確認をいただいた後に、国土交通省ホームページにおいて公開いたしますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、まず、議事に先立ちまして、委員及び特別委員の皆様方を紹介させていただきます。

まず、分科会長の浅野耕太委員でございます。

【浅野分科会長】 浅野でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 本日はオンラインでの御参加になります沼尾波子委員でございます。

【沼尾委員】 沼尾です。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 次に、特別委員の皆様を御紹介いたします。

小谷あゆみ特別委員でございます。

【小谷特別委員】 小谷です。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 佐藤宣子特別委員でございます。

【佐藤特別委員】 佐藤です。よろしくお願いします。

【谷山地域振興課長】 玉沖仁美特別委員でございます。

【玉沖特別委員】 玉沖です。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 濱田健司特別委員でございます。

【濱田（健）特別委員】 濱田です。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 宮林茂幸特別委員でございます。

【宮林特別委員】 宮林でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 本日はオンラインでの御参加となります山崎結子特別委員でございます。

【山崎特別委員】 よろしくお願いします。

【谷山地域振興課長】 山本美穂特別委員でございます。

なお、竹谷賢一特別委員、濱田省司特別委員におかれましては、本日は御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

本日御参加の皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、国土交通省からの出席者につきまして御紹介させていただきます。

藤田大臣官房審議官でございます。

【藤田大臣官房審議官】 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 天野大臣官房審議官でございます。

【天野大臣官房審議官】 天野です。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 日下国土政策局地方政策課長でございます。

【日下地方政策課長】 日下でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 なお、本日、黒田国土政策局長は出席を予定しておりましたが、急遽公務が発生いたしましたので欠席させていただいておりますので、御了承いただきたく存じます。

さらに、本分科会には、山村振興法を所管する農林水産省、山村振興法を共管する総務省からも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

農林水産省の前島農村振興局長でございます。

【前島農村振興局長】 前島でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 山本大臣官房審議官でございます。

【山本大臣官房審議官】 山本でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 山本地域振興課長でございます。

【山本地域振興課長】 山本です。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 林野庁の石井森林利用課長でございます。

【石井森林利用課長】 石井でございます。

【谷山地域振興課長】 諏訪山村振興・緑化推進室長でございます。

【諏訪山村振興・緑化推進室長】 諏訪と申します。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 総務省の寺田地域自立応援課長でございます。

【寺田地域自立応援課長】 寺田でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 近藤地域振興室長でございます。

【近藤地域振興室長】 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 このほか山村振興施策に取り組んでいる関係府省庁の担当者にもリモートで参加いただいておりますので、御報告いたします。

それでは、続きまして、藤田大臣官房審議官から御挨拶申し上げます。

【藤田大臣官房審議官】 先ほどお話がありましたけれども、今日、局長の黒田が出席予定でしたが、欠席となりまして誠に申し訳ございません。代わりに私から御挨拶をさせていただきます。

国土審議会第5回山村振興対策分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。本日は、委員の先生方には御多忙の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より国土交通行政の施策の推進に御指導、御協力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。

山村は人口減少や高齢化等の著しく進んだ地域ということでございまして、他に比べて交通や経済的条件に恵まれないなど、産業基盤や生活環境の面からますます厳しさが増しているという状況にございます。また、近年では、豪雨災害等もございますけれども、土砂災害対策等の必要性も高まっているという認識でございます。

もとより山村は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など多様な役割を担っており、山村振興に向けて就業機会の創出や住民福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成、地域間交流の促進による山村への移住・定住の促進を図る必要があると考えているところでございます。

このため、国土交通省といたしましては、道路や上下水道、公園、持続可能な地域公共交通等といった生活環境の整備、治水や防災などの防災・減災対策等に取り組んでいるところでございます。

また、二地域居住等の促進を通じて地方への人の流れの創出拡大を図るため、本年5月に広域地域活性化法を改正いたしまして、二地域居住という新たな住まい方、暮らし方の

概念を初めて法律で位置づけたところでございます。二地域居住のハードルとなっている住まい、なりわい、コミュニティに関する課題の解決に向けて、市町村を中心とした居住環境整備等に取り組んでまいり所存でございます。

山村振興につきましては、昭和40年に議員立法として制定された山村振興法に基づきまして、各省において様々な施策が講じられているところでございますけれども、法律の施行期間が来年3月末までということになってございますので、本日は、将来に向けた山村振興施策について忌憚のない御意見をいただければと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【谷山地域振興課長】 ありがとうございました。

続きまして、農林水産省の前島農村振興局長から御挨拶をいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

【前島農村振興局長】 農林水産省農村振興局長の前島でございます。

日頃より各委員、特別委員の皆様におかれましては、農林水産施策、とりわけ山村振興施策の推進などに多大なる御理解と御協力を賜りまして、誠に御礼申し上げます。

我が国の山村は国土面積の約5割、森林面積の約6割を占め、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全などの多面にわたる機能を有し、その振興は国民全体にとっての課題であるとの山村振興法の基本理念に基づき、国といたしましては、関係省庁、都道府県、市町村と連携して、農林業の振興はもとより、交通、通信施設、生活環境の整備など、山村振興に資する各種施策に取り組んでまいったところでございます。

この6月に公布・施行された改正食料・農業・農村基本法におきましても、農村における地域社会の維持の視点や関係人口の増加に資する産業振興等を新たに位置づけつつ、引き続き農村の振興を図るものとしているところでございます。

本日は、この後、山村振興に関する最近の動きや施策事例等について、担当から御説明いたします。委員の皆様におかれましては、令和7年3月末に期限が到来する山村振興法が改正・延長される方向であることを念頭に、山村が有する機能の発揮や魅力向上等に関し、御専門の立場から忌憚ない御意見をいただければと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【谷山地域振興課長】 ありがとうございました。

前島農村振興局長におかれましては、公務の都合により、ここで御退席されます。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。資料が1か

ら4までございます。資料1が国土審議会山村振興対策分科会委員名簿、資料2が山村振興施策について、資料3が広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正について、資料4が山村振興対策分科会運営規則となっております。不足等がございましたらお申しつけください。

これ以降の議事運営につきましては、浅野分科会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【浅野分科会長】 浅野でございます。本日は、皆さんの御協力を賜りながら、分科会の円滑な運営に全力を尽くしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議事の「山村振興施策について」に移りたいと思います。事務局のほうから御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【山本地域振興課長】 農林水産省の地域振興課の山本でございます。着座にて御説明させていただきます。

お手元の資料、右肩に資料2と書いてございます「山村振興施策について」という資料に基づきまして、御説明させていただきます。

まず、めくっていただきまして、1ページでございます。昨年10月の分科会におきまして御説明させていただきました前回の法改正以降の山村振興に係る主な動きにつきまして、昨年の10月以降の動きを整理してございます。まず、左のほうにあります、今年の4月に、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律制定がございます。また、先ほど前島局長の挨拶にもありましたが、今年の5月に食料・農業・農村基本法の一部改正をしております。それと、6月に森林環境税の課税開始というような動きがございました。

めくっていただきまして、2ページ、3ページでございます。これにつきましては、総理を本部長といたします食料の安定供給・農林水産業基盤強化本部の取りまとめでございます、左側が昨年6月の提言。その右側に、昨年12月27日に取りまとめられました具体的な施策の内容を書いてございます。農村施策につきましては、仕事づくり、暮らしづくり、活力、土地利用という観点から施策を推進するということとされております。

続きまして、4ページ目でございます。今年の5月に成立いたしました食料・農業・農村基本法の一部改正の中の主なポイントを示しておりますが、そのうち右側の一番下に赤字で囲んでございますが、農村施策について5点で主として推進していくということにしております、まず、1つ目が、農地等の保全に資する共同活動の促進、2つ目といたし

まして、農村との関わりを持つ者、農村関係人口というふうに呼んでおりますが、これの増加に資する地域資源を活用した事業活動の促進、3点目といたしまして、中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進、4つ目が農福連携、鳥獣害対策、最後5つ目が、農泊の推進や二地域居住の環境整備、これらを主として推進していくこととしております。

続きまして、5ページ目でございます。これら最近の山村振興に係る動向を踏まえまして、山村が現在置かれている状況も加味しますと、現在実施されている関連施策の充実や好事例の横展開が図られるように配慮する必要があると考えております。

ここでは、関連施策を便宜的に4つの区分としております。まず、1つ目が、農林水産物をはじめとした山村の特色ある地域資源の付加価値の向上、消費の拡大や域外への販売促進と所得・雇用の増大につながる地域経済の好循環を図る取組。

2つ目といたしまして、山村の優れた自然環境、景観や文化等の魅力により、観光産業や教育における都市との交流や関係人口の創出拡大を促進し、都市住民の需要を取り込む取組。

3つ目といたしまして、生物多様性の保全回復やそれに貢献する森林の適切な管理等、山村の自然環境を維持・向上する取組。

最後、4つ目でございますが、高齢者等の福祉の増進、教育環境の整備、地域交通の整備やこれらの担い手の確保と生活環境の維持・向上をする取組、また、これらの円滑な推進と展開のために、振興山村の住民を含めまして、国民各層や企業等における山村の価値や魅力に対する理解促進を図ることが必要と考えております。

続きまして、6ページ目でございます。今申し上げました4つの区分ごとに、6ページ目に記載している、各府省で取り組む一部施策に関する好事例をこの後のページで御紹介させていただきたいというふうに考えております。なお、事例に係る各施策の参考資料には、後ろのほうに参考資料といたしまして、表につけております番号と同じ番号を右上に付してつづっておりますので、後ほど御参照いただければというふうに考えております。

まず、表の1番目の地域経済の好循環を図る取組ということで、7ページ目でございます。7ページ目は、地域資源を活用して所得・雇用の増大を図る取組を支援するために、農林水産省の山村活性化支援交付金を活用した岡山県津山市の合併前の旧阿波村の事例でございます。そこにありますように、地元の食材、米とかみそとか山菜を活用した特産品の開発とともに、自然環境を活用してサイクリングツアーやサウナの体験を企画しております。合同会社あば村など、地域商社が積極的に地域産品の製造・販売等を行いまして、

地域を守るとはもとより、稼ぐことで地域を維持する役割を担う取組の例でございます。

次が8ページ目でございますが、今一例を御紹介させていただきましたが、山村活性化支援交付金、これは前回の法改正の際に創設させていただいた交付金でございますが、令和元年から5年に事業を完了した地域を対象にフォローアップ調査をしております、その結果を示してございます。

5年間で延べ421種類の地域資源が活用されまして、今も発売中の開発商品が656種類になってございます。事業効果について確認したところ、地域資源については、価値を再評価できた、需要が増加したというような回答が合わせて7割を超えてございます。また、地場産業の振興が図られた、地域の再評価につながったという回答も7割となっているところでございます。

このように山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価いたしまして、事業を通じて地域の活性化を図る一助になっていると捉えております。

続きまして、9ページでございます。群馬県の上野村の事例でございます、山村活性化交付金とともにほかの支援も活用しながら、自治体主導で行う循環型地域経済の活性化に関する取組でございます。上野村というのは総面積の95%が森林と平地が少ない地形で、古くから森林資源を活用した地域の活性化を図っているところでございます。また、村主導で定住促進対策を平成元年より始めておりまして、働く場所とか住環境の整備なども実施しているものでございます。

主な事例、内容といたしまして、括弧書きの四角囲みのところに書いてございますが、まず、森林の効果的な活用ということで、プロジェクトチームで、上野村木工というものを中心に、平成30年から令和2年度までに、山村活性化支援交付金を活用しつつ、村産材を活用した商品開発・販売促進活動を実施しております。また、木質バイオマスの生産・加工・消費までを村内で行うエネルギーの地産地消というものも実現しております。

2番目といたしましては、村主導で道路・公共施設等の維持、未利用農地の活用・管理等を行う合同会社とか、観光を担う一般社団法人を発足いたしまして、現在、いずれも雇用を生みながら自走に至っているというものでございます。

3点目といたしましては、村営のバスとか診療所、住宅の運営・整備とか、Uターン者への奨学金の返済免除とか、各種祝い金等を措置した結果、令和2年度では、総人口に占めるIターン者の率が2割となっております。

続きまして、10ページでございます。林野庁の事例でございます、山村の地域材を

活用した木造建築の事例を掲載しております。山村地域が地域の木材を活用して複合施設等を整備しているほか、右上のほうにあります千葉県の流山市におきましては、姉妹都市でございます長野県の信濃町の木材とか利根川上流の材など、ゆかりのある地域の木材を調達する体制を構築いたしまして、木材をふんだんに活用したデザイン性の高い校舎等が建築されています。

また、このような取組に加えまして、後ろのほうの26ページに掲載しておる参考資料にございますが、令和3年6月に成立いたしました通称「都市（まち）の木造化推進法」というもので、国とか地方公共団体が建築物での木材利用に取り組もうとする建築主等との協定を締結いたしまして、その取組を後押しする建築物木材利用促進協定という制度が創設されております。今年の7月末時点でございますが、141件が締結されております。この制度によりまして、山村地域の木材を都市圏などにおいて企業等が利用する動きも進んでいるところでございます。

続きまして、11ページからが、先ほどの6ページの表の2の都市住民の需要を取り込む取組についてでございますが、11ページから13ページはいずれも文部科学省さんの取組でございますが、まず、11ページでございますが、山村の教育魅力化や自然体験活動の推進に資するため、「健全育成のための体験活動推進事業」といたしまして、学校等による山村の含めた地域における2泊3日の宿泊体験活動の取組に対する支援をしております。例えば、事例で右側のほうに示しておりますが、千代田区の小学生が自然豊かな群馬県の嬭恋村に宿泊いたしまして、農業体験をしたり地元の方との交流を深めたりする体験活動が行われているところでございます。

続いて、12ページでございます。こちらは青少年の体験活動に関する施策といたしまして、山での体験活動を含めた青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、「体験活動を通じた青少年自立支援プロジェクト」によりまして、長期自然体験活動のモデル的なプログラムの構築事業等を行っているところでございます。ここでは、都内の小学生が新潟県の山古志村に行きまして、雪遊びや伝統食文化の体験を行った取組を紹介しております。

続いて、13ページでございます。こちら独立行政法人の国立青少年教育振興機構では、子どもゆめ基金助成事業といたしまして、地域の民間団体が行う自然体験活動等に対する支援を行っているところでございます。ここでは、島根県の大田市の子供たちが市内の農山漁村地域におきまして農家との交流を図るキャンプ等を紹介しております。

続いて、14ページでございます。こちらは文化庁の資料でございますが、文化庁では令和3年度から、世代を超えて地域で受け継がれ愛されてきた食文化を100年続く食文化「100年フード」と名づけて、文化庁とともに継承していくことを宣言する自治体・団体を募集いたしました。令和3年度から5年度までに、全47都道府県において250件の認定をしているところでございます。

また、右のほうに優良事例で掲載してございますが、無形民俗文化財として登録されたもの、若い世代への食文化継承に結びついたものが、企業との連携によりましてロゴマーク入りの商品が販売された事例もございまして、「100年フード」を活用した食文化の認知度の向上、地域活性化の取組が広がっているところでございます。

続いて、15ページでございます。こちらは内閣府の資料でございますが、豊かな自然環境を背景に、移住支援や生活環境整備により子育て世代の移住推進に成功している宮城県の七ヶ宿町の事例でございます。この町では、地域創生推進交付金によりまして、古民家を改修した移住・定住支援センター「七ヶ宿くらし研究所」を核といたしまして、移住フェアやブドウ狩り体験等の交流イベントを開催するなど、町のファンづくりに取り組み、毎年50人程度の移住相談者が来訪しているところでございます。

また、子育て世代の移住に係る支援ニーズを踏まえまして、移住者数を令和6年度までに40人に、というものを目標に掲げまして、最大70万円を支給する子育て応援支援金や、18歳までの医療費助成、保育料、学校給食費の無償化、住宅支援等の手厚い措置を講じているところでございます。

交流関係人口の拡大や移住者を含む住民の生活の利便性向上のために、移住・定住支援センターを運営している七ヶ宿まちづくり株式会社、30名体制で行っておりますが、ミニスーパー、図書館を併設するカフェレストランや入浴施設を兼ねた移動販売の拠点でもございます「なないろひろば」、キャンプ場、宿泊施設など町の文化の活性化のための施設の管理・運営をしているところでございます。こうした取組によりまして、町では仙台市在住の子育て世代を中心とした移住者が増加いたしました。2021年度では、町の人口の3%を超える40名が移住しているところでございます。

次に、6ページの表でいきますと、3番の自然環境の維持・向上する取組でございまして、16ページが林野庁の資料となりますが、平成31年3月に関連法が成立いたしました森林環境税及び森林環境譲与税につきまして、森林の公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充て

るため創設された制度でございます。

森林環境譲与税の市町村・都道府県への譲与につきましては、令和元年度から行われておりまして、森林環境税の課税は今年度より開始されたところでございます。森林環境譲与税の使途につきましては、法律において森林の整備、その促進に関することに充てるというふうに決められておりますが、間伐等の森林整備や担い手の育成、木材利用などに活用されているところでございます。

例えば、資料の右側でございますが、愛知県名古屋市と長野県の本栖村の事例では、両自治体が締結した協定に基づきまして、木曽川下流の名古屋市の森林環境譲与税が、源流に位置します本栖村での森林整備等に用いられているところでございます。

続いて、17ページは環境省の資料でございます。環境省が主管して今年4月に公布されました、地域における生物多様性増進のための活動の促進等に関する法律の概要でございます。できたばかりの枠組みでございますので、まだ事例等はございませんが、制度の概要を御説明させていただきます。

ネイチャーポジティブの実現とか30 by 30の目標の達成のためには、保護地域の拡充に加えまして、保護地域以外の生物多様性の保全に資する地域、いわゆるOECMの設定を促進することが必要でございます。また、企業経営におきましても、TNFDの流れも相まって、生物多様性や自然資本の重要性が高まっているところでございます。このような背景を踏まえまして、この法律が公布されております。

法律の柱といたしましては、活動計画等の認定制度でございます。企業が生物多様性の維持・回復・創出に資する活動を行う「増進活動実施計画」と、市町村が取りまとめ役となりまして、地域の主体として連携して行う「連携増進活動実施計画」を主務大臣が認定していくということになっております。

さらに、計画の認定を受けました市町村等は土地所有者等と生物多様性維持協定を締結いたしまして、長期的、安定的に活動が実施できる制度も設けられております。これらの取組によりまして、豊かな生物多様性を確保いたしましてネイチャーポジティブの実現を目指すものであり、この中で生物多様性を有する振興山村と企業の関わり・交流などが進むことも期待されているところでございます。

続いて、18ページからが、6ページの表の4番の生活環境を維持・向上する取組でございます。18ページが総務省の特定地域づくり事業協同組合制度でございます。この制度は、人口急減地域におきまして、事業者単位では年間を通じた仕事がなく、安定的な

雇用環境が確保できないところですが、人口流出の要因とかU・I・Jターンの障害となっている状況に対応いたしますために、地域の複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた雇用を創出いたしまして、特定地域づくり事業協同組合が職員の雇用を行いまして、各事業者に必要な時期に職員を派遣するというものでございます。

このマルチワーク型の派遣制度を活用いたしまして、地域内外の若者に対しまして就業の機会を提供することによって、「地域づくり人材」を育成いたしまして、地域社会の維持、地域経済の活性化を図ることを目的としているところでございます。

事例にございます新潟県の十日町市におきましては、農業、林業、観光業、福祉、まちづくりなど多様な業態の事業者を巻き込みまして、本事業協同組合を形成しているところでございます。特に夏場については、農業で、新潟県ですので降雪期がございましたが、ここでは除雪業が繁忙となる地域特性を生かしまして、年間を通じて安定した仕事の創出を実現しているところでございます。

派遣職員はまちづくりとか農業など希望するコースを選択できるというようになっております。また、地域おこし協力隊とか、ほかの移住者との交流を促すことを通じまして、地域の活性化にもつながっているところでございます。マルチワーカーの派遣が正規雇用等での発展的退職など、地域の人材の循環や場合によっては事業承継、独立につながることもこの制度の効果として期待されているところでございます。

最後、19ページでございますが、国土交通省の資料でございます。地域の公共交通を取り巻く経営環境は、人口減少、過疎化の進展によりまして、長期的に厳しい経営状況となっておりまして、存続が深刻に懸念される危機的な状況となっております。

このため国土交通省では、「地域公共交通確保維持改善事業」によりまして、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画に位置づけられました幹線バス交通やコミュニティバス、乗り合いタクシー等の運行費等に対する財政的な支援に加えまして、公共交通サービスの維持確保を図るため、官民、交通事業者間、他分野との競争とかM a a Sのさらなる高度化を推進するプロジェクトに対しまして支援を講じているところでございます。

振興山村における事例といたしましては、宮崎県の西米良村の取組がございまして、同村においては、定時定路線バスでは高齢化した山間地域のニーズに応えられないという状況でございまして、また、人手不足も深刻化している状況でございます。このため、地域の多様な関係者が連携いたしまして、日中時間帯の村営バスをデマンド化するとともに、

福祉送迎や買物支援送迎、貨客混載など地域の交通資源の集約・効率化に関する実証事業を行いまして、村内の移動の足の確保を目指しているものでございます。

今、御紹介させていただきましたこうした先行事例が、振興山村において横展開されることが期待されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

【浅野分科会長】 引き続き、どうぞ。

【日下地方政策課長】 国土交通省の地方政策課長の日下でございます。引き続きまして、資料3に基づきまして、二地域居住促進法の施行に向けた取組につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

この二地域居住といいますのは、複数の地域に定期的に滞在をするようなことを申しまして、従来から用語というか概念としてはございましたけれども、今般、新たに法律を改正して、しっかりとさらに強力に取り組んでいこうということで、国土交通省と関係省庁と連携しながら進めようとしているところでございます。

二地域居住につきましては、移住に将来的につながるという側面もございますし、また、二地域居住、固有の価値もある取組だと考えております。二地域居住、都市と地方を人が行き来することによって、担い手になったり消費にもつながるということもございますし、また、二地域居住する人にとってのウェルビーイングにもつながりますし、また、都市と地方の共創によって新たな取組が生まれたり、知見であったり人脈であったりそういったものがつながることによって新たな価値が生まれてくる。そういった取組でございますので、しっかりと今後取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

資料1 ページ目をお開きいただければと思います。昨年、新たな国土形成計画を策定させていただきましたが、この中でも、地方への人の流れの創出拡大、そのための取組、大きな取組として、この二地域居住というのを新たに今回しっかりと位置づけたというところでございます。

その背景といたしまして、次の2 ページ目にございますとおり、コロナ禍以降、地方への関心というのが高まっている。特に若い人を中心に高まっている。グラフとしては、この移住の関心というところでございますけれども、二地域居住への関心も、右にありますとおり、一定程度関心のある方というのが生じてきているという状況でございます。もちろんテレワークというのが多く進みまして、仕事を二拠点でできるという環境もより一層進んでいるというのも背景にあると考えているところではございます。

こういった中で、今回、法律改正を行わせていただきまして、その内容を次の3ページに載せさせていただいているところでございます。広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部改正する法律ということで、先の通常国会、5月に成立をしたところでございます。上のところに背景・必要性というのを書かせていただいておりますけれども、冒頭、藤田審議官からの御挨拶でも申し上げましたとおり、二地域居住を推進するに当たっての大きな課題というのが、住まい、なりわい、コミュニティというふうに捉えているところでございます。この法律は、この課題をまずしっかり解決するというのを目的としたものでございます。

すなわち、この住まい、二地域居住者の住宅になりますし、なりわいにつきましては、二地域居住者が働く場所ということで、コワーキングスペースなどの働く場所、それから、コミュニティということで、二地域居住者と地元の方々が交流するための交流施設、こういった整備をしっかりと進める。その他様々な施策を通じて、この二地域居住を促進しようというものになっているところでございます。

法律の概要につきましては、下に少々細かくて恐縮でございますけれども記載をさせていただきます。左側の枠にございますとおり、計画を都道府県と市町村が策定するという形になっています。まずは、都道府県が広域的地域活性化基盤整備計画という計画の中に、この二地域居住に係る拠点施設、先ほどの申しましたような施設をはじめとする拠点施設というのを位置づけます。

これを受けて、市町村が特定居住促進計画という、特定居住というのは二地域居住のことでございますけれども、それを促進するための計画というのは各市町村が定める。先ほどの拠点施設の整備に関する事項であったり、それ以外にも二地域居住者に対する利便性の向上、それから就業機会、仕事の創出に関する取組であったり、また、ハードに関わる、ソフトに関するものを含めた取組というのをこの計画に記載するという仕立てになってございます。

こういった取組に対しましては、左にございますとおり、後ほど詳しく紹介をさせていただきますけれども、予算のほうでも支援をする形に連動させていただいています。空き家を改修してこういったコワーキングスペースを整備する。住宅を整備する。こういったものに対する予算も各局連携をして用意をしているところでございます。

また、この右側の2番というところがございます二地域居住等支援法人、これを規定したというのも今回の法律において重要なところだと考えているところでございます。先ほ

どの住まい、なりわい、コミュニティという課題を解決するに当たりましては、地域におけるNPOであったり民間企業であったり、こういった民間の主体の役割というのも行政と一緒に取り組んでいくということが極めて大事だと考えているところでございます。

こういった法人が、実際には二地域居住をされる方に空き家など住まいの情報を提供したり、また、仕事のマッチングのようなことを行ったり、また、コミュニティということで、地域と地元の方々との交流イベントを開催したりとか、こういったことを通じて二地域居住者が地域に入っていくやすくしていく。こういった役割をこの二地域居住者支援法人というのが果たしていただくことが重要だと考えておりまして、この法律の中でこれを指定するという枠組みを新たに設けたものでございます。

また、この3ポツにございますとおり、こういった市町村、それから、こういった法人、地域の方々、関係者が一堂に会する協議会という制度を設けまして、地域の課題の解決と一緒にやって取り組んでいく、こういった仕立てになっているものでございます。

次の4ページが今後のスケジュールでございますけれども、この法律は6か月以内の施行ということでございますので、今、11月の施行に向けて準備を進めているところでございます。具体的には、県であったり市町村であったりが今後計画をつくっていろいろ取り組んでいただく形になりますので、基本方針、ガイドライン策定をしているところでございます。

あわせて、下でございますとおり、予算の準備、さらには、後ほどこれも詳細を御説明させていただきますけれども、プラットフォームを新たに設立しようというふうに考えているところでございます。これは行政とそれから様々な民間企業が横断的につながることによって、二地域居住の機運を高めるとともに、主体同士がお互いにマッチングをするような場になるように、このプラットフォームを新たに立ち上げたいと考えているところでございます。法律と併せて、しっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次の5ページ、6ページは関係する予算の記載でございます。5ページ目は、国土交通省の私どもの地方政策課で用意している予算の概要でございます。二地域居住、先ほど法人主体、民間主体の役割、重要であると考えているというお話をさせていただきましたけれども、まだ法律の施行前ではございますが、先行的にモデル的な事業を今年度行おうということで、こういった予算を用意しているところでございます。

下のほうは既に公募期間終了と書いていますけれども、今年度、6地域を選定させてい

ただいています。上のほうは、9月頃と書いていますけれども、今般公募のほうを始めたところでございます。しっかりとこういったモデルをつくって、それを横展開していくという取組も大事だと考えています。

次の6ページが、連携予算ということで、様々な予算、各局それから各省庁の皆さんと連携しながらこの二地域居住を促進するというで、全体的な連携予算の一覧ということになっています。住まい、なりわいの部分については、空き家の改修に対する支援というのを国交省の住宅局で持っておりますので、この中でもこういった二地域居住について重点的に支援を行い、また、コワーキングスペース整備、これは国交省都市局の予算でございますけれども、こういったものでしっかりと整備を進めていく。こういった予算も併せてしっかりと確保しているというところでございます。後押しをしていきたいと考えております。

7ページ目が、先ほどのプラットフォームについての資料でございます。このプラットフォームは、二地域居住というものについて、民間と行政が連携しながら全国的な機運を盛り上げようと、あわせて、官民が連携をする場ということで立ち上げたいと考えております。この秋にも立ち上げるということで、今、進めている状況でございます。

最後に、8ページで骨太の記載ぶりを書かせていただいております。今年の骨太方針に二地域居住ということが明記をされましたので、しっかり来年度の予算の確保等に向けても取り組んで、しっかりと強力に推進してまいりたいと考えております。

以上で二地域居住についての説明でございました。ありがとうございました。

【浅野分科会長】 どうもありがとうございました。

ここまで、現時点での各省庁にまたがる最新の山村振興施策について御説明をいただいたところでございます。これからは、今後の山村振興対策についての議論に移りたいと思います。

今回の山村振興分科会におきましては、今年度末に期限を迎える山村振興法が改正されることを見込んで、本分科会として、今後の山村振興の推進に向けた意見を申し出ることを想定して議論を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。今までの施策を踏まえた上で、今後はどういうふうに進めていけばいいかということを私たちのほうから少し提案させていただくような形を考えています。

（「異議なし」の声あり）

【浅野分科会長】 それでは、御了承が得られましたので。意見具申に向けた御意見を

いただくのに当たって、何もないと少しお困りになるだろうと思いましたので、私のほうで事前に事務局に見せていただいた資料を踏まえて、議論のベースとして、お手元にある意見具申の私案というものを整理させていただきました。一枚紙になってございます。これについて御紹介させていただきたいと思います。

山村振興対策の推進についてということで、国土審議会山村振興対策分科会意見具申案です。

山村は、我が国の国土面積の約5割を占め、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面にわたる機能を有しており、我が国の農林水産業の発展、国民生活及び国民経済の安定やカーボンニュートラルの実現に寄与するなど、重要な役割を果たしている。

これらの機能や役割をはじめとして、山村は、各地域の風土に根差して築き上げられた伝統文化や知恵に富み、国民が安全・安心で豊かな暮らしを享受していく上で共有すべき無限の可能性や魅力にあふれている。山村の維持・活性化は、そこに住まう人々の暮らしを豊かにするのみならず、我が国が全体として持続的に発展していく上で基盤となり得る。

このため、山村地域における所得の向上や雇用の確保、ひいては移住や二地域居住の促進等による人口減少の緩和等が不可欠であり、山村の多様な魅力を生かした地域内発的な産業振興を引き続き実施していくことにより、これらの実現を図っていく必要がある。

具体的には、地域の努力と創意工夫の下で、山村の豊かな地域資源を活用した経済の好循環を一層促進し、所得の向上と雇用の創出を図り、都市部からの人の流入や投資を促す。

また、生物多様性の保全と回復を図る取組、生活環境の整備、高齢者等の福祉の増進、教育環境の整備等、山村の社会基盤の充実を図ることにより、山村の活性化につなげていくことが重要である。

このような観点から、山村の無限の可能性や魅力について広く国民の理解を促しつつ、山村振興施策を今後も引き続き強力に推進することが必要である。

このような意見具申をしてはどうかというふうに考えております。

従来の意見具申の例を拝見したんですけれども、今までの意見具申というのは主に、山村は条件が悪いから、その条件の不利性を補ってほしいということがやや強調され過ぎていたような気がしております。むしろ私は全ての価値の源泉は多様性だと思っています。我が国が持っている多様性の源泉としての山村。すなわち山村の豊かな自然であり、多様な環境、その多様性を最も誇ってもいいのではないかと。

こういうものこそが本来は日本の成長力の根本と理解されるべきであって、そこにもつ

と自信を持って国民に訴えかけて、山村を大事にすることがやがて回り回って国民を豊かにするんだということを高々と言うべきではないかというふうに考えましたので、今回におきましては、条件不利なところをあまり前面に出さずに、少しユートピア的と思われるかもしれませんが、理想の姿みたいな形を高く設定して、この文章をまとめさせていただいた所存です。

それと、事前に伺わなければいけないですね。手続について、事務局からこういう意見具申をすることについて補足はございませんでしょうか。

【谷山地域振興課長】 国土審議会の運営規則第7条第2項におきまして、分科会の議決は国土審議会の会長の同意を得て審議会の議決をすることとされております。御説明がありました案につきまして、関係大臣に意見の申出を行うためには、分科会で取りまとめられた後に国土審議会の同意が必要となりますことを補足させていただきます。

以上でございます。

【浅野分科会長】 ありがとうございます。

ということですので、一応これは私案ということで、皆さんの御了承を得ていませんし、これから皆さんにそれぞれ忌憚なく御質問や御意見をいただきたいと思います。その際には、意見具申の内容にこだわらず、今まで紹介された資料2、資料3の内容についてももし何か御質問がありましたら、この場でいただきたいと思います。

御発言の際は、私のほうで手を挙げていただいたら指名しますので、マイクのボタンを押していただきますようお願いします。あと、リモート参加の委員の方は、手を挙げる機能またはチャット機能でお知らせいただいて、指名させていただこうと思います。

いかがでしょうか。皆さんの御意見をぜひお寄せいただきたいと思うのですが。感想でも結構ですし、何でも結構です。あるいは資料に関する質問でも結構です。いかがでしょうか。どうぞ。

【濱田（健）特別委員】 東海大学の濱田です。

今、浅野委員長の前向きな具申案全体的に、僕はいいなとちょっと思っております。また、先ほどの説明を聞きながら頭に浮かんできたことが幾つかあるので、述べさせていただきます。

まず、国交省の二居住の施策、僕はこれとてもいいなと実は思っています。なぜかというと、実はうちの学生、僕は東海大の熊本におりますけれども、若い子がなぜか東京に出たくないと言っています。結構な割合で。それで、「東京に憧れはないのか」と聞いたら、

「いや、ないです。福岡まで行ければ何でもそろいます」みたいな話をします。昔のように東京に対する憧れなどが大分変化してきていると感じています。

そういう意味では、二居住もそうですけれども、都市の若者もひょっとしたら農村に対する憧れというものもあるかもしれないし、意外に、地方都市の若者も、出たいというよりも、むしろ残りたいとか、逆に熊本では出た人たちが帰ってきたいという割合がものすごく高いです。ただ、そのときの一番のハードルがやはり仕事ですね。一定の子供を育てるだけの収入が持てるかどうかということがとても大切になります。その辺は考えないといけないかなと思っています。

それから、山村振興のときに、僕はキーになるのはそこにいる人だと思っています。僕はずっと今まで農福連携というものを日本中に広げてきました。これは障害を持っている方たちが日本の農業を支え、食料を支えるものであり、不足する労働力を単に外国人の技能実習生を外から入れるのではなく、もともと地域にいる人たちに地域のために活躍してもらうということです。

実は障害者というのは全国で1,000万人ほどおります。高齢者と言われる方は約3,600万人です。足すと4,600万人位です。この方たちが福祉の対象として、みんな施設だとか家だとか特定のところにいる。この方たちに実はもっともっと出番をつくれる。そういった機会をつくっていったほうがいいのではないかと考えています。

農福連携は単純に、障害者が農業を支えるということを目指しているのではなく、障害を持っている方たちも地域に出て、地域を支える存在になるというものです。一般的に福祉の対象になると、福祉サービスを受ける主体として受け止められてしまい、かわいそうな存在として受け止められてしまうけれども、そうではなくて、山村には福祉サービスを受けるけれども、一定の支援があればきちんと役割を果たせるような、そういう方たちがいっぱいおられます。

それと、もう一つ結構問題になっているのは、ひきこもりが結構いることです。奥能登地域、特に能登町ですけれども、かつて国立大学を卒業したとか6大学を卒業した人たちが、一般社会に出て地域へ戻り、働きづらさを抱えて引き籠もって戻っているという場合が結構多い。そういう方たちは、実は地域に居場所がなくて、ずっと家に閉じ籠もっておられます。

そこで今、農福連携をやっている障害者の社会福祉法人がその方たちの居場所をつくることによって、仕事をやり始めて、地域の高齢者へのお弁当の製造や配達とか、あるいは、

地域のお土産物を開発するようなこともやり始めています。山村振興においても外から人を入れるだけではなくて、元からその地域にいるいろいろな人たちも一緒に巻き込んでやっていくことが良いのではないかと考えております。

それから、今回、この資料を見てですけれども、何となく、教育はありましたが、実は医療と福祉の話がありませんでした。これもとても大切なことですね。全ての山村地域に必ずしも最先端の医療は要りませんが、要らないというか必要に応じて、ほかの地域と連携すれば良いのですけれども、慢性期医療は必ず必要です。そしてやはり福祉も必要です。現在、山村に行くと高齢者が多いわけですので高齢者が福祉サービスを受けることができるようにしていくとか、さらに障害者を含めたこうした方たちの福祉や医療という面がこの山村振興の中にももっと入って良いのではないのでしょうか。もちろん教育も重要なので、それも入れたほうが良いと思います。

すいません。そして若干ほかに幾つか気になっているものとして、前回のこの会合でお話しした、山村の水が海外に買われるという話をちょっとしたことがありますけれども、最近問題になっているのは、神社を外国人が買い始めているという話が出ています。神社がどういうところにあるかという、実は水が湧くところに結構あります。これを中国などの方が買うのではなく、日本人を経由して買っているという話が結構上がってきていて、神社庁は何かしたほうが良いと考えております。

要するに、神社を維持する人がいなくなっているので、その場合は必要に応じて神社をきちんと潰すというのも1つの考え方としてありますし、できるなら神社を守っていったい欲しいです。簡単に日本の土地を外国の方に売ってしまうのは、僕は何かしたほうが良いのではないかと考えています。

それから、五月雨的にもう一つ言いますと、物流ですけれども、最近、僕は日本郵政と仲よくしておりまして、全国に郵便局は約2万4,000局だと思いますが、ものすごい数ありますよね。あれは地域インフラだと思っています。交通もそうだし、物流の拠点とすることもできるし、人が集う場としても使えますね。郵便局というものを、今、民間企業としてやっていますけれども、僕はもっと地域インフラとして位置付け、山村振興のプラットフォームの中にぜひ入れてほしいです。

実は農水省の農村RMOにも郵便局を入れてほしいと言って、日本郵政を紹介してつないだこともあります。また実はさらにJAも結構地域インフラとして重要な存在ですので、郵便局とJAも山村振興の主体の一つになるのではないかと考えております。

すいません。ちょっと長々とお話ししました。

【浅野分科会長】 ありがとうございます。

非常に重要な論点が幾つか出ていたと思います。例えば、インクルーシブというのでしょうかね。もっといろいろなものを取り込めないかということで、インクルーシブな山村というのが1つあるのかなということ。医療・福祉の問題、国土管理の問題、社会インフラとの接合関係みたいなことは、もしかしたらこの私案の中にもう少し織り込めればいいのかないかと思いました。

ほかいかがでしょうか。佐藤先生、どうぞ。

【佐藤特別委員】

ありがとうございます。具申について、3点意見と現状の説明について質問を1点させていただきます。

浅野先生から先ほど言われたように、今回の具申案は山村のすばらしさや役割が非常に強調された前向きなものでしたけれども、それと同時に、私は改善されていない条件不利性というのはきちんと述べたほうがいいと思います。

EUの農村政策でもdisadvantage rural areaということできちんと位置づけられて、そこに支援する、税金として投入するということが合意されるという方向でdisadvantageと使われているので、あえて、やはり現状というのはきちんと伝えたほうがいいのではないかということを全体として感じたところです。もちろん、すばらしさや役割というのもきちんと述べるべきだと思います。

それと2点目が、第3段落目と4段落目に出てきます雇用の確保ですけれども、最近、Iターンなどで入ってくる方々は、人に雇用されるという働き方だけではなくて、いろいろな自営業の複合的な、先ほどの副業協同組合的な働き方も普通の雇用とは違う形で求められているので、ここの雇用の確保という部分は、例えば、就業の確保など、自営も含めた形の言葉にしたほうがいいのではないかと思います。

それから、3点目が、その下の高齢者等の福祉の増進ですけれども、近年、山村では、苦しい予算の中で子育て支援策に随分力を入れている。それで移住策を何とかつくろうという山村自治体が多いので、高齢者や子育て支援、子育てということが入ってもいいのではないかと思います。それが具申に対する意見です。

それと、資料について、私は森林関係の林野庁から出てきた森林環境税についてです。記載されている事例に対する質問ではないですけれども、この森林環境税というのは、国

民から600億円集めて自治体に配分されます。もちろん、山村振興が目的ではありませんが、指定山村にどれだけ配分されて、指定山村以外のところと指定山村ゆえの使い方の特徴をきちんと山村振興としては整理すべきだと思いました。

もしそういった整理がなされていれば、山村ゆえの特徴があれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

【浅野分科会長】 いかがでしょうか。今、回答というのは可能ですか。

【石井森林利用課長】 林野庁の森林利用課長の石井です。

佐藤委員から森林環境税のお話がありました。森林環境譲与税の配分について、振興山村への配分がどれだけかというデータは手元にはないですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において、森林整備や人材育成、木材利用等という形で使途が決まっており、その使途の範囲内で、市町村が自由に一定の裁量をもって使っています。

森林環境譲与税の配分基準は、今年、私有林の人工林面積で全体の55%、林業就業者数で20%、そして最後の25%は人口により按分ということで、少し山側に重きを置く配分基準に見直しがなされました。山側の森林整備に多くを使っていた形での配分基準となっています。

使い方の特徴ということで申し上げますと、私有林人工林1,000ヘクタール以上の市町村については、直接的な間伐などにしっかり使っていただいています。

都市部では、山自体が少ないため、木材利用が割と多いと思いますが、事例で示したとおり、川上の山側の自治体と連携をして森林整備をしていただくこともあります。使途から見ると、山側の自治体は、森林整備を中心に、都市部の自治体は、木材を使いながらも、自分たちの水等を供給している森林にシンパシーを抱き、都市部と山側が連携しながら山側の森林整備をするという事例が徐々に多くなっています。

我々としては、そういった事例により多く取り組んでいただいて、都市部も山村部の森林を支えていくような形で進んでいけば良いと考えています。

【佐藤特別委員】 ありがとうございます。

【浅野分科会長】 他はいかがでしょう。どうぞ。

【宮林特別委員】 宮林でございます。

具申に関しては、今までとちょっと変わって、山村の良さを前面に出して、山村全体を国民の財産として守っていく必要があつて、そのために何が必要だということが書かれて

いると思いますので、異存はありません。むしろこの提案が遅いぐらいだと思います。

今、山村を見ていると、色々なことをやりたくてもできない。つまり、農業や林業あるいは観光業などを個別経営ではなく協業や共同経営などでいろいろなことをやりたいけれども、もう年取ったからできない、あるいは、人がいないからできない、それから、かつていろいろな振興策で整備した施設等が老朽化してしまっていてどうしようもない。というような基本的な課題がたくさんあります。そういう事態に対して今回説明いただきました施策をうまく現地に当てはめていけば、恐らく可能性はあるかもしれません。しかし残念ながら、それには意欲のマパワーがなくなっておりなかなか政策展開できない。

では、これをどうやって進めるかという山村の持つ豊富な資源や可能性に対して国民的視点で総合的に活用し、保全し、守ってゆく糧をつくることではないかと考えます。二居住という論点は住民の皆さんの移動、人の移動で、山村地域に関係人口や居住者をふやし、まさににぎわいを育てることにあると思いますが、ここに1つ、環境問題との関わりで言うと、SDG s やESGファンドなどで企業の環境貢献活動が活発になっています。そこで1つの企業が1つの集落に対してふるさとを持つような、企業一山村づくりのような施策もあっていいのではと思います。いう感じを受けます。

このところ、企業も大分環境貢献を活発にできており、農山村に入り始めました。これは市町村よりも、集落単位というようかなりポイントで入っているようですので、そして、ある程度長期的なスパンで進める傾向があります。いってみれば、企業のふるさですから、山村の資源を活用した生産イノベーション、暮らしやコミュニティを持続する文化イノベーションなど、そこに色々な視点が出てくれば、企業責任においてかなりの動きが出てくるだろうと思います。

それから、将来的に、山村地域の10年先をみると、恐らく現在の山村はかなりの部分が消滅するだろうと予想されます。今日紹介されている優良事例の山村をみても、やはり長期的に見ると人口が減ってきているわけで、いずれにしても衰退のパラレルになっていくと思います。例えば、山村は森林の6割、土地面積の5割を占めて国土保全や水源涵養あるいは防災など国民生活に欠かせない公共財を有しているということならば、その財を国民経済の中にどのように山村を位置づけるか。つまり、長期的な土地利用で山村を潰してしまったら、要するに、日本の土地利用はがたがたになってしまい、災害列島になってしまいます。山村をつぶすことは国土の危機につながると思います。

そこをどうするかという、山村の規模に応じた新たな公共プロジェクトによる山村産

業を興し、新しい国土計画のような土地利用政策をつくる必要があるのではないか。例えば、山村の中にはたくさんの資源がある。この資源をどう有効活用するかというと、これは部分的に小さな地域で使うものと面的に大きな地域で使うものと両方あると思いますが、林野庁は恐らく調べていると思いますけれども、竹が全国に42、3万ヘクタールに拡大してきております。10年前は恐らく20万ヘクタールあるかないかということだった。この竹林が里山を荒らし、国土保全上においても課題となっています。

竹というのは御承知のように、一日で50cm～100cm成長し、1年間で20m近くまで伸びて、3年ぐらいで成長が止まります。そうすると、3年で世代交代して利用していくと、40万ヘクタールを3年で輪伐して、植えて、使っていけば、相当のCO₂吸収になると思います。

なおかつ、竹をチップないしは竹粉にして放置すると、乳酸発酵します。これに畜産の廃棄物と混ぜると、国産の土壌改良材（竹ピート）ができるのです。今、国産のピートモスというのは、9割方外国から輸入しており、かなりの量になっていますし、日本の土壌も少し酸化しております。また、ウクライナがああいうことになっていますので、外国産は高騰しているはずです。だとすれば、そこに山村の持っている資源を有効活用した竹ピート産業を整備、国産の土壌改良剤を作って、山村から日本農業の新たな展開に繋がればどうかと思います。竹は土の中での分解が遅いためCO₂の固定にもなります。

竹ピートを利用した作物というのは、すごく成長量もいいですし、病気になりにくいなどの結果がうちの大学の調査研究で明らかになっています。まさに山村の資源を有効活用して竹ピート産業を興すことで、環境貢献になるとともに、新しい農業のイノベーションができ、里山管理が進むとともに山村に雇用とにぎわいが再生すると思います。

今、米不足だと言いながら、米の輸出量が増えている。何か変な状態になっています。これからは自給率のあり方について考慮する時代となっています。自給率に的を絞った食糧生産と土地利用との関わりにもかかわってきます。こうして山村に仕事が生まれてくると、そこに関連産業がどっと出てくることになります。山村は資源は豊富です。その資源を国産の商品生産との関連で、産・官・民による産業プロジェクトを創出することで、山村のみならず、農村も再生すると同時に、緑豊かな強靱な国土の形成につながると思います。まさに山村発の日本農業イノベーションができてくるのではないかと思います。

それから、もう一つ、これから私たちが気にしなきゃいけないのは、高齢化社会を迎えて、国家財政の中で、社会福祉予算の増加資本というか、厚生労働省が関連する部門が相

当増えて、財政を圧迫させると思います。高齢化社会になってきて、さらに疾病が増えています。また、都市社会ではストレス症候群が課題となっています。健康問題というのは国民の総課題になってくると思います。

そうした中で、国民の健康をどう維持し、増進させるかが大きな課題となります。林野庁は今、森林サービス産業で具体化しています。けれども、まさに健康問題を国家財政ともかかわる国民の1つの課題として捉えるならば、その健康を維持し、改善するところが山村にある。森林セラピーや山村文化など特に山村地域にそれらを可能とする多くの資源がある。これをうまく産業化して活用していくことによって、国民一人一人の健康を保全し、国家財政をある程度削減することができるというぐらいの大きなスパンで、国民経済の中に山村経済、山村の社会構造を当てはめて、将来の国土グランドデザイン計画の中にどう位置付けるのか。そうすると、そこにいろいろなイノベーションが生まれてくると思います。

というのは、里山の荒廃が問題になっていますが、里山は、もともと農林水産が一体になって、そして地域の循環型の土地利用を構築し、地域文化をつくり上げてきたはずです。ところが、戦後に農業は農業、林業は林業、畜産は畜産という選択的拡大という政策の中で、それぞれが繋がっていた循環の兼ね合いが切れてきています。そのような中で、山村の持っている地域をつなげるコミュニティがばらばらのコミュニティになってしまっている。そのときに暮らしや生産の共同コーポレートというのができたんです。コミュニティからコーポレートができたけれども、コーポレートは生産力を拡大するという1つの問題と暮らしの問題ですので、ある意味高度経済成長気における生産力の拡大におけるコーポレートとして発展しました。しかし、それが低成長や個別消費化社会などで行き詰まり、コミュニティがなくなったことで身近なところで環境が荒れてしまった。つまり市場主義を優先した生産力の拡大は、労働環境や所得の向上に向かう論理としての協同社会が創出したものの、環境悪化は収まるどころか年々悪化する傾向となっています。そのような中で、今度はパートナーシップというか、そういうものに、みんなで一緒にやろうという協働に展開してきました。一人一人が環境を考えるとともに、みんなと一緒に環境保全に取り組む協働が生まれきました。

コミュニティがあるということは、そこで暮らす面白さ、教えがあり、育みがあります。楽しさがあります。生きがいがあります。つながりがあるから。それが地域づくりにつながるのではないかと。二居住や関係人口などで地域に新しい人たちが入ったときに、コミュ

ニティにどう関わるか。どのように進めるかというような、コミュニティ施策が必要になってくるのではないかと思います。

ということで、豊富な山村の資源をもう一回見直して、どうやったらイノベーションできるのか、その時のコミュニティ形成を支援する。そして山村を維持するためには具体的にどんな産業が可能で、どれくらいの人口が必要か、そのためのインフラ整備が最低限必要なのか、そのための財政規模はどれくらいか。など国土政策との関連で山村を位置付ける時代にきているのではないかと。今後とも、山村の位置づけは益々大きくなっていく。それだけの必然性と可能性を持っている。ということであるならば、だったらみんなで守っていく。そのためにはどんな施策が必要かなど。山村を根本から見直すために考えると、これは振興策よりも基本法の検討が必要ではないかと考えます。

以上です。

【浅野分科会長】 ありがとうございます。他はいかがでしょうか。小谷委員。

【小谷特別委員】 ありがとうございます。まず、具申のほうですけれども、山村の価値を細やかに取り上げていて、すばらしいと思いました。

ちょっと思い出したのが、一つは、農業農村の多面的機能ということと、もう一つは、2000年に日本学術会議が提案した地球環境、人間生活に関わる農業及び森林の多面的な機能の評価というような話があって、それを昨日自分で読み直していて、その辺からもうちょっとこういうこともあるなと思ったことを言いたいと思います。

まず、一つは、今、先生もおっしゃった、これは自分の意見ですけれども、里山という視点です。これは山村の山をまず人が手入れすることで人間も山も豊かになるという共生の関係のような、そういう部分が里山の意義だというふうに思います。

それから、ウェルビーイングという視点ですね。先ほど濱田委員もおっしゃったように、人間性というようなそういう部分を入れてほしいと思いました。農業・農村の多面的機能にうたわれているワードをちょっと探してきたら、人間性を回復する機能、癒やしや安らぎをもたらす働き、それから人間を教育する機能というのがあるときちゃんと農水省でも明記していますね。その辺がまさに山の価値と重なる、山村の価値と重なるなと思いました。

それから、この文面で少し印象ですけれども、例えば、下のほうの「具体的には」のところで、都市部からの人の流入や投資を促すという部分が、山村で状態を整えて都市部の人を招くみたいな形になっていますけれども、本来理想は、都市と山村が共生・対流する循環型社会というようなイメージが理想といいですか。山村側で整えて都市の人にお金を

落としてもらうというだけじゃなくて、むしろ対流とか交流とか都市の人間が時々通うことが、そちらのメリット、ベネフィットになるというようなことを思いました。

そして、山村の価値として、改めてSDGsで、ウェディングケーキモデルとありますけれども、それがまさに日本の山村は自然資本の一番の根本の位置にあるということを感じました。

それから、以前聞いた山古志村の資料もあったので、ちょっと思い出したのですけれども、山古志村の人が震災の後に、復興のときにおっしゃっていた言葉で、山村振興法のお金を、たくさん補助金とかが投入されるわけですが、それはむしろ都市の人が未来の自分たちのために山村へ投資しておく、そういう立てつけだというような話があって、まさにそういう考え方を生かしてほしいというふうに思いました。

それから、二拠点居住、自分も二拠点の暮らし方はすごく関心があって、これを進めていただくのは重要だと思います。

ちょうど知り合いで能登半島の活動している高橋博之さんという、あの方は「ポケマル」でそういう都市農村交流の発信をされている方が二拠点のことを言っていて、ちょっと話があちこち行きますけれども、能登の復興が遅れているというときに、どうしても半島という位置の行きにくさがあるわけですね。そういう中で、まさに二拠点というものを活用して、都市と農村を両方取るというような新しいライフスタイルを進めていただきたいと思います。

その中でちょっと思い出したことで、ヨーロッパでは長期バケーションで農村部に滞在するというのは、ILOのバカンス法というものがヨーロッパにはあって、それで長期で休まなきゃいけないという法律が労働基準法であるというような話を聞きましたので、そういうことも含めて、働き方、休みの取り方も含めて、二拠点を進めていけたらいいなというふうに思いました。

雑駁ですが、以上です。

【浅野分科会長】 ありがとうございます。

【玉沖特別委員】 よろしいですか。

【浅野分科会長】 それでは、続けて、お願いします。

【玉沖特別委員】 玉沖です。お願いいたします。

まず、資料で御説明いただいたところを、感想も含めて具申について2点お伝えさせていただきます。

私は地方創生のコンサルと教育関係の仕事をしております。いろいろな地域にお伺いをしていることが多い中で、資料の御説明をいただいて非常に成果が上がったと思うところを先にお伝えさせていただきたいと思います。

まず、山村振興活性化支援交付金については、非常に効果が出ているという実感を持っておりまして、これは実際に御利用になられている地域もありがたがっておられますし、何よりも最大3年間、複数年いろいろなトライ・アンド・エラーができるというところが非常に大きな成果をつくっているところだと感じています。

これらの活動を拝見しておりまして、つくるというところは全体的なボトムアップやレベルアップが非常に進んだと思っています。販売についての支援も非常に充実していて、そこも進んでいるなと思いますけれども、そこにはふるさと納税の返礼品も大きく貢献していると思います。

売上げもですが、そこでよりブラッシュアップをしていくという取組が最近多く、私が担当している中でよく見受けられるなと思っております。あの返礼品の中で写真を撮られて自分の商品が並ぶならパッケージを変えようかなとか、ウェブの中で商品の説明をもう少し魅力的な文章に変えたいとか、そういう取組が非常に増えてきていると思っており、とてもいいことだと感じております。

一方で、過疎地と総称して呼ばれるところは、人手不足が、もう皆さんも認識されている共通認識だと思いますが、非常に深刻です。最近、そこで、UターンやIターンで人が増えればよいですけれども、今日、明日、1人2人来てくれるわけではありませんので、効率化ということをお話しさせていただいております。具体的には機械化とかDX化ということになっていくと思いますけれども、効率というところを1つ視点に入れられればなと感じております。

もう一つ、二地域居住についてですけれども、これはとても楽しみな一歩進んだ施策が始まると思って、とても楽しみに感じております。コワーキングスペースについては、本当に政策の成果が出ていると感じており、離島に行っても山間部に行ってもコワーキングスペースが最近はあるので、いい意味で驚いています。ここにもあるのかみたいな成果を非常に感じています。私も10年前に離島に、島根県の隠岐群島に支店と現地法人をつくっておりますけれども、10年前にもあったらよかったのになと羨ましく思っているほどです。

今後は一歩進んで、都市部にあるコワーキングスペースのサービスのよう、有料で良

いので、支店登記ができたり、ロッカーがあって荷物が置けたりというサービスがあれば、もっと活性化するのではないかと感じております。

これは現地の自治体の取組になってくると思いますが、支店登記をすれば法人税が入るわけですので、そこが進んだらよいと思っていましたけれども、事務局機能にきつと手が回らないということだろうと想像しておりまして、支援法人の活動が、ここのところで大きく期待できるなと思って楽しみにしております。

資料のほうは以上でございまして、あと、具申について2点感想と1点意見をお伝えさせていただきます。

まず、3段落目、4段落目のところで、こちらの資料でもうたわれている表現ではありましたが、今までは「地域振興」とか「地域活性」という表現が多かったと思いますけれども、そこが「産業振興」であったり「経済の好循環」という言葉に置き換わってきたなと。これは本当に10年ほど前に比べて一歩進んだところだと思い、非常に賛成できる点です。

もう一点、これは意見としてですが、3段落目に雇用の確保というところがありますが、最近はまだ起業する前提であったり、例えば、1年間だけ、3年間だけというお試し定住のようなものを利用して来られる方たちが、私が担当している事業でも居られます。自分が居る1年間だけで商品開発をして帰るという方ですとか、3年間の中で一緒に応募してきた人たちと、法人までいかないですけれども、チームをつくってビジネスを展開して帰りたいという方たちが少なくありません。

そんな方たちの商品開発や経営の支援などを事業で担当していますけれども、もしかしたらどこかで違う表現で包括されているかもしれませんが、起業の支援みたいなのところも入れればいいなというふうに感じております。

以上です。

【浅野分科会長】 ありがとうございます。今ほど会場におられる委員の皆さんには御意見を伺いました。オンラインの方、いかがでしょうか。お手は挙がっていないでしょうか。

【浅野分科会長】 山本先生、お願いします。

【山本特別委員】 意見具申という形で出された提案について、佐藤委員がおっしゃったことに近い考えで、やはり示すべきところは示すのがよく、その上で、こういう明るい展望をすることに関して賛成です。山村が本来有した豊かな部分を語るということはよい

と思います。

それと同時に、この意見具申が提示された背景や雰囲気も非常によく分かっており、つまり、それほど都市住民の山村に対する意識とかイメージが皆無に等しくなっているんじゃないかなというふうに思います。恐ろしい場所みたいな、野生動物が出てくる非常に危険な場所みたいなそういうイメージになっているような気がいたしますので、まずは、都市住民に理解してもらおうとか、戦略的にそういうところからやっていかなきゃいけない時代になったかなと思います。山村出身の人たちがそこら辺にいたという時代ではもうなくなったということを認識しています。その文脈において、提案することには賛成であります。取りまとめありがとうございます。

先ほど委員の皆さんから資源管理とか国土管理という視点で出されていましたが、結局、山村が山村として、つまり、人がいない森林地帯とかそういう自然地帯ではなくて、人が住んでいる地域として維持する意義ということが必ずあると思っているのですが、現実には、北関東では、山間部の小学校の閉校が相次いで、最近、山間部の小・中学校どころか、農村部の小・中学校もどんどん統廃合されていって、子供たちはバスで通学するようになっています。それどころか、県立高校ですら閉校になっている。こんな始末であります。

しかしながら、逆説的ですけども、都市の教育空間が健全かという、これは問いかけて十分いいと思います。先ほど発言された委員の皆さんがおっしゃっていたウェルビーイングとか人間性の回復とかそういう視点から、都市が必要としている空間、都市が絶対提供できない教育の機会とか、そういうものを山村が提供していく力がまだ残っている地域では、失った地域も非常に多くありますけれども、まだ残っていれば、何とか山村の機能を維持する、具体的には小規模校を維持するということでもあります。

都市のニーズの下に、そういうものを残して生かしていく必要性を強く感じています。山村だけのためではなく、都市のためにもそれはすごく必要なことだと思います。学校がそこにあるということですね。それがなくなることは地域社会にとって非常に大きなリスクなので、残っていれば、何とか残して生かすことに対しての政策支援がないかなと思います。

それは、教育と地域振興は一体化すべきでありまして、これを国が国のリスク管理として認識する、都市の子供も健全に育成する、そのために、山村のまだ頑張っておられるところは生かす。子供の健全な育成を国のリスク管理として認識して国が進めるように、こ

ういう意見というか、こういうものを強く今言っておきたいなと思っております。先ほど示された意見具申、このような視点も含めていただけるとありがたく存じます。

以上です。ありがとうございます。

【浅野分科会長】 どうもありがとうございました。

他の委員はいかがでしょうか。オンラインの方。

【浅野分科会長】 山崎委員、お願いします。

【山崎特別委員】 外ヶ浜町長の山崎と申します。よろしくお願いいたします。

外ヶ浜町は龍飛岬がある半島の先っぽの地域でして、山村の中でもさらに僻地で、この間は消滅可能性都市として日本で第2位に選ばれてしまったというところでございます。とはいえ、私自身はこの山村の特に半島の僻地でありますけれども、エネルギーや食材であったりだとか、水であったりだとか、木材であったりという資源を日本国民に提供できる豊かな地域だと思っています。

それに、半島とかそういう僻地に住むこと自体が国防上にも、うちの場合は国際海峡に面しておりますので、人が住んでいること自体が国防上でもすごく貢献しているというふうに認識をしております。

ただ、それを若い人たちも同じように考えていただけるかという、やはりなかなかそうではなくて、やはり稼げる仕事は都会にあるに違いないと思われるところが……。

【浅野分科会長】 すみません、山崎委員。途中から音声が途切れたようですが。山崎委員、私の声聞こえますでしょうか。完全に固まっていますね。

【谷山地域振興課長】 もし繋がらないようでしたら、別の方から先にお話しいただいてはいかがでしょうか。

【浅野分科会長】 そうしたら、先に沼尾委員に御意見いただきましょうか。すみません。沼尾委員、聞こえていますか。

【沼尾委員】 はい、聞こえております。

【浅野分科会長】 それでは、先に沼尾委員からお願いします。

【沼尾委員】 ありがとうございます。今回、山村振興施策の話と二地域居住促進法の解説と、資料を御説明いただきましてありがとうございます。

私がこれを見て改めて感じたことは、山村は非常に大事であるということです。ただ、山村振興のために従前から様々な施策が打ち出されているわけですが、それでも人口減少は進んでいて、非常に厳しい状況にある。そこで何ができるかというところで、例えば住

まいのこと、あるいは仕事のこと、コミュニティのことも含めて、都市部との連携・交流を図りながら山村の価値をどのように維持していけるのかについて、オールジャパンでと申しますか、国民全体で考えていけるような環境をどう整えるかということと思いました。

気になったのは、例えば、森林環境税の話もそうですけれども、ここに載っている先進事例を見ますと、遠隔自治体間で広域連携が図られていて、例えば、都市部から子供たちが山村に学校単位で入るとか、そういった遠隔地の自治体間で様々な施策をやっている。あるいは、時には財政的な支援ですよ。例えば、名古屋市が上流の木祖村に対して財政支援をする。これは森林環境税ができる以前からこういう形で、財政力が豊かな下流の都市部から、上流に対して支援が行われているところもある。

こういったお金の支援と、あとは情報や人々の交流や往来を、リアルな形でどういうふうにサポートできるのかが課題になると思いました。二地域居住促進に向けて様々な施策を打ち出していくわけですけれども、遠隔自治体間でそれをサポートしていけるような仕組みを考えていくことが1つ大切ではないかと思いました。それがまず1点目でございます。

それから、2つ目ですけれども、先ほども山村の価値という話がありましたが、その山村地域にお住まいの方たちが自分たちの山村に関して、例えば5年先、10年先のビジョンを持っているのか、地域にあるいいものをどのように生かしてどのように豊かな地域をつくっていききたいのかというようなポジティブなアイデアとか、知恵とか、これまで培われてきている技ですとかその整理が必要だと思います。あるいは美しい景観ですとか、さらに、その景観を生かした新しいデザインを含め、ビジョンの構築とともに、それを形にしていくことが必要であり、これに対し、国としてどのような支援ができるのかを考えることがもう一つ大事だと思いました。

今回のこの施策を見ますと、住宅を整備するとか雇用環境を整えるとか、ピンポイントで、特定の目的にターゲットを絞った施策が挙げられているわけですけれども、むしろ、その前提となるビジョンの共有や、プラットフォーム構築に向けた人材の派遣や交流などを打ち出していくということが大切だと思います。

あと、先ほど玉沖委員からも出ていたところですが、若い方たちが山村に行ってどういうビジネスができるだろうかということです。自分が持っている知恵とか技とかデザイン力みたいなものを持って山村にいったときに、どのようにそれを生業として仕事にできるのかということについての道筋を考えられることが必要です。マルチワーカーも

大切ですが、投資や融資など、金銭的に支えていく仕組みということを含めて、企業支援というところがとても大切というのは全くそのとおりだと思います。

私からは以上です。山崎委員、すいません。先にお話ししてしまい、失礼いたしました。

【浅野分科会長】 ありがとうございました。

山崎委員、今度はいかがでしょうか。

【山崎特別委員】 すみません。大変失礼いたしました。

先程の続きからですけれども、やっぱり山村では農業とか漁業とか一次産業、林業とかが一番大事になってくるとは思います。若い人たちであれば、新しい方法というところどんどんチャレンジしていただけたらと思います。一次産業の利益をもっともっと上げられる産業にしていくためには、商品の高付加価値化だとか、あとは、高齢者でも、少人数であっても効率的かつ安全に働けるための機械化とか、DXとかが必要になると思うんですが、いかんせん、今働いている高齢者の方が新しいことに取り組むのをおっくうがっているところがあります。

やっとな町のほうでも助成したいと思っても、新しいことをなかなか取り入れられないというところがあって、やっていないところにいきなり若い人がチャレンジするというのも、まだちょっとハードルが高い部分があります。とはいえ、できれば町だけでなく国でも、新しい業種にDXをもってチャレンジする人とかに対して手当みたいのがもっと有名になってくれればありがたいなというふうに思います。

あと、田舎の子特有でしょうけれども、若い頃はどうしても都会に憧れるのはしょうがないと思うので、ただ、都会に出てから戻ってきて働ける場というところ、特に一次産業で稼げるから戻りたいというふうになれるように、そういった整備とかを進めていくのが大事なかなと思っています。

以上です。

【浅野分科会長】 ありがとうございました。

それでは、全ての委員の皆さんから御意見をいただいたところですが、今回、こういう形で意見具申をしたいと考えるわけですが、私が作成させていただいたものは十分ではなくて、いろいろな観点が抜けていたと思います。

とりわけ、私はあまり条件不利性ということは書かないでいこうかなと思ったんですが、やはり全く触れないわけにはいけないので、その辺りは少し言及させていただくとか、あるいは、農村だけに閉じるのではなくて、都市の力をもっと借りてうまくやらな

ければいけないということももっと入れてもよいし、今日いただいた皆さんの御意見を踏まえて少し修文させていただきたいのですが、おおむね骨格の部分についてはこれでお認めいただいたと考えてもよろしいですか。

今の私の案を基に、皆さんの今日の御意見をどれだけ生かせるか事務局と努力してみたいと思います。それについては、また皆さんのほうに、こういうふうに変えましたから、これでいいですか、もう少し書きたいですかということをお問合せさせていただくので、そのような形で意見具申させていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【浅野分科会長】 分かりました。リモートの方もそれでよろしいですか。皆さんの意見をできるだけ入れさせていただくような形でまた再編成させていただきますので、よろしくお目通しください。

それでは、今後の手続についてですけれども、山村振興の意見具申については、私のほうで意見具申案を再整理して、後日、事務局から皆さんにこれでよろしいかということを確認することにさせていただきます。

今後の手続としましては、皆さんの御了解を得た後、私のほうから国土審議会の永野会長に意見具申案の同意をいただいて、国土審議会の意見として関連大臣に提出されるように進めてまいりますので、その件御了承いただければと思います。

今日は熱心な御議論ありがとうございました。

それでは、1つ目の議題について、追加で何か付け加えておかなければいけないという、皆さんのほうで議論を聞かれて、もし何かありましたら、少しだけ時間がございますので、一言だけいかがでしょうか。小谷委員。

【小谷特別委員】 ありがとうございます。短く一言だけ。

改めて、この山村振興法ができたのが昭和40年制定と伺いました。1965年における山村の位置と今における位置は、皆さんの意見を聞きながら、改めて全く違う位置にあると感じました。つまり、ほとんどの人が山村を知らない国民みたいなそういう理解だと思うので、一部改正としてきましたけれども、むしろ山村とは今の時代に何かみたいなのところからもう一度考えるような視点があればいいかなと思いました。

以上です。

【浅野分科会長】 これも要するに、最後のところですね。山村の無限の可能性や魅力について広く国民に対して理解してもらわなければいけない。そのために少しキャンペー

的なことをやってもいいのかもしれないですね。

だから、今日の話、私が思いましたのは、山村は大きな可能性があるけれども、この可能性が必ずしもうまく実現していない。だから、リソースが偏っているとか、必要な人が必要な情報にアクセスできないとか、必要な技術を手にしていないとか、そういったある種山村をめぐってミスマッチの問題もすごくあるように思います。だから、このミスマッチをできるだけ解消して、みんなの知恵を山村に集めるようにすれば、いろいろな施策がもっと有機的に、あるいは、もっと大々的に展開し得るのではないかと思います。

そういうことですので、その第一歩になるように、この分科会から意見具申をして、もっと国民にいろいろ考えていただくということの口火を切りたいものだというふうに思いました。

以上です。

それでは、一応、議題の1番目はこれで終わりですが、もう一つはその他です。その他について何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

【谷山地域振興課長】 浅野分科会長及び委員の皆様、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、藤田審議官から御挨拶を申し上げます。

【藤田大臣官房審議官】 閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

意見具申の中身も含め、我々に対する質問も含め、かなり多角的な観点から御指摘をいただいたものと理解をしてございます。関係省庁及び関係自治体の密接な連携の下、本日の審議、御意見をしっかりと受け止めさせていただきまして、引き続き、山村振興に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後とも、皆様には御指導、御鞭撻のほど賜りますようお願いを申し上げまして、終わりの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【谷山地域振興課長】 本分科会の議事録につきましては、後日、各委員に御確認をお願いした上で公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、国土審議会第5回山村振興対策分科会を閉会いたします。

円滑な議事進行に御協力賜りまして、ありがとうございました。

— 了 —